

令和2年度 渡嘉敷村プレミアム付商品券事業3次販売 事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止緊急対策として、プレミアム付商品券を発行・販売することにより村内消費の喚起や家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えする。

2 実施主体

渡嘉敷村

3 商品券の名称

渡嘉敷村プレミアム付商品券

4 商品券の販売について

(1) 販売期間

令和3年1月5日から令和3年1月29日

(2) 使用期間

販売開始日から令和3年2月28日

(3) 商品券

1冊5,000円（額面500円×10枚綴り）を2,500円にて販売 ※数に限りがあります

(4) 購入限度額

2,500円分（1冊）まで ※先着順（優先販売はございません。）

(5) 購入対象者

販売期間中、村の住民基本台帳に記載のある**世帯中1人**

(6) 申請場所及び申請方法

村役場 民生課

対象者が持参する申請書で引換券を発行する。

(7) 販売場所及び販売方法

村役場 会計課

対象者が持参する引換券で商品券を販売し、確認印を引換券に押印する。

確認印は、渡嘉敷村会計管理者の領収印とする。

(8) 使用方法

商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、つり銭は支払われない。又、この商品券は、商品券取扱店の商品・サービスを対象とする。ただし、次のものは対象外とする。

- ① 換金性の高いもの（ビール・米などの商品券、切手・官製ハガキ等）
- ② 国や地方公共団体への支払い
- ③ たばこ
- ④ 不動産・有価証券
- ⑤ その他、村長が利用対象として適当と認めないもの

※ 詳しくは『取扱店』にてご確認ください。

(9) 商品券使用の厳守事項（商品券への記載事項）

- ① 本券は、村内の商品券取扱店のみで使用できます
- ② 本券は、現金とのお引換はできません
- ③ 本券で他の商品券・たばこ・切手・公共料金等の支払い及び有価証券等の購入には使用できません
- ④ 本券に発行者印、番号の無いものは無効です
- ⑤ 本券の盗難・紛失・滅失等に対しては、発行者はその責を負いません
- ⑥ 本券では、つり銭は支払われません
- ⑦ 本券の払い戻し（返品・返金）はできません

～問い合わせ先～

渡嘉敷村役場 民生課

TEL・987-2322

FAX・987-2560